

著作権制度

○著作権制度の歴史

- 15世紀にドイツのグーテンベルグが活版印刷機を発明
  - 著作物の大量印刷が可能に（音楽：楽譜の大量生産が可能に）
  - 出版物の海賊版が出回るようになる
- 諸外国において著作権法整備
  - ・イギリス：1710年 アン女王法（著作者に一定期間権利を与えるもの。世界で最初の著作権に関する法律？）
  - ・フランス：1791年 劇場で上演・演奏される著作物に係る著作者の権利
  - 1793年 音楽著作物の著作者の権利など（作曲家、画家、デザイナー、文学著作者）
- 国内法の整備から国際的な保護の枠組みづくりへ（ビクトル・ユーゴーなど）
- 1886年 国際的な著作権保護条約＝ベルヌ条約成立

著作権制度

○日本における著作権制度のはじまり

- 1869年：出版条例（著作権法の萌芽。福沢諭吉の働きかけ）
  - 図書を出版する者に専売権を認める代わりに出版免許を受けることを規程（出版取締りに重点をおいたもの）
- 1887年：版權条例
  - 「版權」を文書図画を出版してその利益を占有する権利と規程
  - 版權登録が必要であること、版權は著作者に属することなどを規程
- 1899年：著作権法制定
  - 「日米修好通商条約(1858年)」など、江戸幕府が諸外国との間に結んだ不平等条約解消の条件として、ベルヌ条約加盟があったことから、ベルヌ条約を参考とした「著作権法」を制定
  - 「版權」を「著作権」に改め、無方式主義を採用、著作物の保護範囲などを規定（近代的な著作権法のはじまり）

著作権制度

○著作権の歴史

1970年：著作権法全面改正（1899年成立の旧著作権法を全面改正）

- ・「著作者人格権」の明確化
- ・著作物の利用態様に応じた権利（展示権、頒布権、演奏権、口述権、二次的著作物の利用に関する権利等）の明確化
- ・著作権の保護期間の延長（死後30年から死後50年）
- ・権利制限規定の整備（私的使用のための複製の拡大、図書館等における複製、教育機関における複製）
- ・「著作隣接権制度」の創設
- ・権利侵害に対する救済制度の充実（罰則強化、あっせん制度の新設等）

著作権制度

○著作権法の基本

1. 著作権の目的

第1条  
この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

著作権制度

○著作権法の基本

2. 著作権の内容

**著作者人格権**  
著作者の人格的利益を守る権利。譲渡できない。



**著作権(財産権)**  
著作者の財産的利益を守る権利。譲渡・相続・分割できる。

著作権を譲渡した場合には、著作者人格権と著作権が別々の者に帰属することとなる。

著作権制度

○著作権法の基本

2. 著作権の内容

① 著作者人格権

公表権

著作物を公表するか否か、いつ・どこで、どのように公表するか等を決定することができる権利

同一性保持権

著作物の内容や題名を無断で変更されない権利

氏名表示権

著作物の公表の際、著作者名を表示するか否か、表示する場合に実名にするか変名(ペンネーム)にするかを決定することができる権利

著作権制度

○著作権法の基本

2. 著作権の内容

② 著作権(財産権) 無断で著作物を「○○」されない権利

**複製権**  
無断で著作物をコピーされない権利

**上演・演奏権**  
無断で著作物を公衆に上演・演奏されない権利

**上映権**  
無断で著作物を公衆に上映されない権利

**公衆送信権**  
無断で著作物を公衆に送信されない権利（放送・インターネット等）

**公の伝達権**  
無断で受信機による公への伝達をされない権利

**口述権**  
無断で著作物を口頭で公衆に伝達（朗読等）されない権利

\* 公衆：不特定の者又は特定多数の者

著作権制度

○著作権法の基本

2. 著作権の内容

② 著作権(財産権) 無断で著作物を「○○」されない権利

**展示権**  
無断で著作物を公衆に展示されない権利

**頒布権**  
無断で映画の著作物を複製物により頒布されない権利

**譲渡権**  
無断で著作物（映画の著作物を除く）を公衆に譲渡されない権利

**貸与権**  
無断で著作物（映画の著作物を除く）を複製物により貸与されない権利

**翻案権**  
無断で著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化等されない権利

**二次的著作物の利用権**  
無断で自身の作品の二次的著作物を利用されない権利

著作権制度

○著作権法の基本

3. 権利を制限する規定

他人の著作物をコピーして多くの人に配ったり、インターネットで送信するなど、**権利者の権利に係る利用**については、**権利者の許諾**を得ることが必要。ただし、著作権法には、公正な利用に配慮して、**権利を制限する規定**が設けられている（この場合権利者の許諾は不要）。

【権利制限の類型】

- 私的使用
- 教育関係
- 図書館・美術館・博物館関係
- 福祉関係
- 報道関係
- 立法・司法・行政関係
- 非営利・無料関係
- 引用・転載関係
- 美術品・写真・建築関係
- コンピュータ・ネットワーク関係
- 放送局・有線放送局関係

著作権制度

○美術館の活動と著作権

著作権法には、美術館の果たす公益的機能等に着目し、美術館において、著作物を権利者の許諾を得ずに利用ができる、**権利を制限する規定**が設けられている。



著作権制度

○美術館の活動と著作権

- 1. 保存のための複製(法第31条1項2号)
- 2. 美術の著作物の展示に伴う複製(法第47条)

そのほか、美術の著作物・写真の著作物の展示(法第45条)、公開の美術の著作物・建築の著作物の利用(法第46条)、営利を目的としない上演等(法第38条)

著作権制度

○美術館の活動と著作権

- 1. 保存のための複製(法第31条1項2号)  
「図書館等」は、図書館等の図書、記録その他の資料の**保存のため必要がある場合**には、これらの資料を複製できる。

○「図書館等」とは  
・国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの。

【著作権法施行令1条の3】  
次の施設で**司書又は司書相当職員**が置かれているもの

- ① 公共図書館
- ② 大学又は高専の図書館
- ③ 防衛大学校、水産大学校等の大学類似の教育機関の図書館
- ④ 美術館、博物館等の資料を**収集・整理・保存して一般公開している施設**
- ⑤ 研究所、試験所等で保存する資料を一般公開している施設
- ⑥ ④⑤類似の施設で文化庁長官が指定したもの

法令により設置されたもの

○適用施設の範囲の拡充  
平成27年6月に**博物館法の登録博物館や博物館相当施設(営利を目的としない法人)**を包括的に指定し適用施設を拡充。

著作権制度

○美術館の活動と著作権

- 1. 保存のための複製(法第31条1項2号)
- 「司書相当職員」とは (著作権法施行規則第1条の3)

- ・司書資格保有者
- ・司書補資格を取得したのち4年以上図書館事務に従事した経験をもつ者
- ・国家公務員採用試験における図書館学の区分等での合格者
- ・大学等を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験があり、かつ、**文化庁主催の講習会を修了**した者
- ・高等学校・中等教育学校等を卒業した者等で、4年以上図書館事務に従事し、かつ、**文化庁主催の講習会を修了**した者

**文化庁主催講習会(図書館等職員著作権実務講習会)**  
例年、年2回程度開催されており、2日間又は3日間の講習を修了すると、修了証が交付される。  
平成28年度は9月に「東京」「京都」、12月に「福岡」で開催予定。

著作権制度

○美術館の活動と著作権

- 1. 保存のための複製(法第31条1項2号)
- 「保存のために必要がある場合」とは

- ・所蔵する**貴重な稀覯本**(初版本・限定本など)の**損傷の予防**のためにコピーをとっておく場合
- ・収蔵スペースの関係で**マイクロフィルム化して縮小して保存**しておく場合
- ・所蔵する資料の**汚れたり、破れたりしてしまっページを補完**するためにコピーする場合

・そのほか、下記の事項について、権利者の許諾なく利用できる場合として解釈を明確化。

→地方公共図書館等が郷土資料など、**絶版等の理由により入手困難な資料**を保存のために複製すること。

→美術館・博物館等が所蔵する**美術作品や映画フィルム等を保存のために複製**すること。また、**機器・媒体の旧式化に伴って新しい媒体に保存するために複製**すること。

\*なお、国立国会図書館は、資料が納本された後、すぐにその資料を複製することが認められている。

著作権制度

○美術館の活動と著作権

- 2. 美術の著作物の展示に伴う小冊子における複製(法第47条)

・美術の著作物又は写真の著作物の原作品を**適法に展示する場合**には、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介を目的として、**小冊子に掲載**できる。(例：展示作品の解説・紹介を目的として、パンフレット等に展示作品の写真掲載する場合)

○作品の解説が主体となっているか、作品名・作家名・製作年月等の資料的要素が多いことが必要。

○ミュージアムショップ等で販売されている鑑賞用のカタログ等には適用はない。(画集や写真集等の一般市場を害する結果とならないような運用が求められる。)

○出所の明示が必要。

著作権制度

○今後の課題

○著作物等のアーカイブ化の促進

①美術の著作物や写真の著作物を展示する者が、**電子端末等で観覧者に作品の解説等を提供**するために、これらの著作物を複製できるようにすること



著作権制度

○今後の課題

○著作物等のアーカイブ化の促進

②アーカイブ機関が、**美術の著作物等の紹介等**のため、その**著作物のサムネイル画像をインターネット送信できるようにすること**



著作権制度

○今後の課題

○著作物等のアーカイブ化の促進

【関係団体の意見】

①について(電子端末等での展示著作物の表示)  
・おおむね賛成。  
・他方、電子端末を施設外に持ち出して閲覧利用できる場合、画像の掲載方法について、著作権者の利益を不当に害することがないような措置を講ずるべき、との意見

②について(サムネイル画像のインターネット送信)  
・おおむね賛成。  
・他方、主体となる施設は公共性を有するものとするなど一定の限定が必要  
・サムネイル画像の解像度や大きさなどを限定して明確にすべき  
・補償金を伴う権利制限規定とすべき、との意見

\*関係団体:全国美術館会議、公益社団法人日本博物館協会、一般社団法人日本美術家連盟、日本美術著作権連合、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本書籍出版協会

著作権制度

○今後の課題

○著作物等のアーカイブ化の促進

○権利者不明著作物等の利用に係る裁定制度の改善

(1)裁定制度の概要

・他人の著作物等を利用(例:美術品をアーカイブしてホームページで公開など)するときには、権利者の許諾が必要。ただし、「相当な努力」をしても、権利者と連絡を取ることができない場合がある。

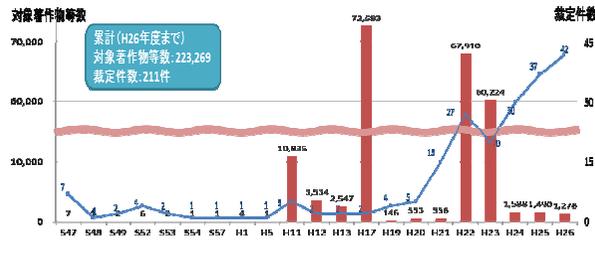
・このような場合に、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料相当額の補償金を供託することで、著作物を利用することができるようになる制度。

【裁定制度の流れ】



著作権制度

裁定の実績



著作権制度

(2)裁定制度の改善

(1)平成26年8月 手続きの簡素化・迅速化 (検索要件の緩和等)

【改正前】「相当な努力」として必要なこと

- 権利者情報を掲載している資料の閲覧
ア 名簿・名鑑等の閲覧 イ インターネット検索
○権利者情報を保有している者への照会
ウ 著作権等管理事業者等への照会 エ 著作物等の販売等を行う者への照会 オ 関連する著作団体等への照会
○公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
カ 日刊新聞紙への掲載 又は キ 著作権情報センター(CRIC)のウェブサイトへ30日以上掲載

【改正の内容】

- ① ア、イのうち適切なものを選択すればよいこととする。
② 同一著作物等の追加的利用について、一括して裁定が可能に。再度の裁定申請は不要。
③ CRICのウェブサイトでの広告について、必要に掲載期間を7日以上に短縮する。

【適用の改善】

- ① 著作物等の利用期間を申請者が自由に設定できることとする。(過去は最大5年)
② 同一著作物等の追加的利用について、一括して裁定が可能に。再度の裁定申請は不要。
③ CRICのウェブサイトへの広告掲載料を減額。(16,200円→8,100円)

著作権制度

(2)平成28年2月 一度裁定を受けた著作物に係る裁定申請の手続きの簡素化・迅速化

(ア) 一度裁定を受けた著作物のデータベースの整備

- ・文化庁ウェブサイトに22万点を超える著作物の情報を掲載
・著作物の題号、氏名、過去になされた裁定の情報、著作権者に関する情報等の項目を整備

(イ) 一度裁定を受けた著作物の検索要件の緩和

【改正前】「相当な努力」として必要なこと

- ① 権利者情報を掲載している資料の閲覧
ア 名簿・名鑑等の閲覧 又は イ インターネット検索
又は 過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースの閲覧

データベースを閲覧することで①及び②の権限は終了。

- ② 権利者情報を保有している者への照会
ウ 著作権等管理事業者等への照会 及び エ 関連する著作団体等への照会
又は ③ 過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースを保有する文化庁への照会

- ③ 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ
カ 日刊新聞紙への掲載 又は キ 著作権情報センター(CRIC)のウェブサイトへ7日以上掲載

著作権制度

(3)今後の検討課題

○裁定制度の事前供託の見直し

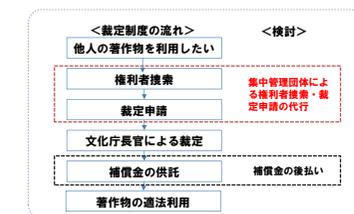
・公的機関が権利者不明著作物を利用する際の権利者への補償は、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度の検討



著作権制度

【参考1】

○民間事業者との協力による裁定申請者(利用者)の負担の軽減
・管理事業者等が利用者にとって権利者の検索や文化庁への裁定申請を行うことを検討

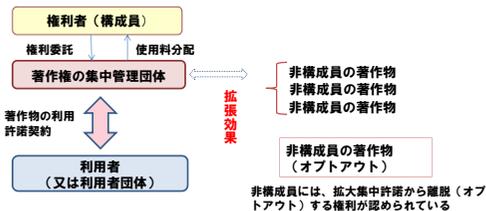


著作権制度

【参考2】

○拡大集中許諾制度の検討

・法律に基づき、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と、著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約の効果、その集中管理団体の構成員ではない著作権者にまで拡張して及ぼすことを認める制度の検討



著作権制度

○諸外国の状況
・北欧諸国やイギリスで制度を導入済。アメリカでは制度導入を検討。

Table comparing copyright collective licensing systems in Iceland, Sweden, Denmark, Norway, Finland, and the UK. Columns include the year of introduction, eligibility criteria, and distribution methods.

注1: 個別ECL: 分野を個別に規定(例)放送における利用、図書館・美術館における複製、教育活動のための複製、企業内複製など
注2: 一般ECL: 対象の分野や利用形態を特化せずに一般的に規定
注3: オプトアウト制度: 集中管理団体の構成員ではない著作権者(非構成員)が、利用許諾契約の拡張適用から離脱し自己の著作物の利用を禁止できる制度

著作権制度

○諸外国の状況

Table comparing copyright collective licensing systems in Iceland, Sweden, Denmark, Norway, Finland, the UK, and the USA. Columns include the year of introduction, eligibility criteria, and distribution methods.

注: 調停: 基本的に拘束力のないものとして整理。 仲裁: 基本的に拘束力のあるものとして整理。